

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成19年度第4四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成20年4月11日

宮城県監査委員 畠山 和純
宮城県監査委員 袋 正
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関	監査実施日
本庁	
総務部	
管財課	2月 8日
地方機関	
総務部	
塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む）	1月17日
大崎県税事務所（選挙管理委員会大崎地方支局を含む）	1月16日
環境生活部	
保健環境センター	2月12日
保健福祉部	
精神保健福祉センター	1月22日
産業経済部	
白石高等技術専門学校	1月28日
仙台高等技術専門学校	2月12日
石巻高等技術専門学校	2月 4日
病虫害防除所	2月20日
産業技術総合センター	1月23日

土木部

仙台東土木事務所	1月17日
大崎土木事務所	1月16日
仙台港湾事務所	1月24日
石巻港湾事務所	2月20日
仙台港背後地土地区画整理事務所	1月24日

教育庁

大河原教育事務所	1月28日
大崎教育事務所	2月12日
教育研修センター	1月9日
図書館	2月12日
仙台第一高等学校	1月22日
仙台第三高等学校	1月23日
塩釜高等学校	2月12日
古川高等学校	2月18日
築館高等学校	2月18日
気仙沼高等学校	1月28日
第二女子高等学校	2月12日
第三女子高等学校	1月22日
塩釜女子高等学校	1月9日
白石女子高等学校	1月28日
古川黎明高等学校	2月12日
矢本高等学校	2月4日
東松島高等学校	2月4日
田尻高等学校	2月4日
岩ヶ崎高等学校	2月4日
佐沼高等学校	2月12日
仙台向山高等学校	2月21日

多賀城高等学校	2月 4日
泉松陵高等学校	2月12日
仙台西高等学校	1月28日
宮城広瀬高等学校	1月28日
石巻西高等学校	2月15日
気仙沼西高等学校	2月 4日
柴田高等学校	2月28日
宮城野高等学校	1月22日
迫桜高等学校	2月12日
貞山高等学校	2月12日
黒川高等学校	1月 9日
柴田農林高等学校	2月29日
伊具高等学校	2月12日
小牛田農林高等学校	2月12日
南郷高等学校	2月28日
石巻工業高等学校	1月28日
大河原商業高等学校	2月12日
鹿島台商業高等学校	2月12日
第二工業高等学校	2月 4日
ろう学校	2月20日
光明養護学校	2月20日
拓桃養護学校	2月12日
山元養護学校	2月12日
金成養護学校	2月12日
古川養護学校	2月 4日
名取養護学校	2月 4日
養護学校岩沼高等学園	1月28日
古川黎明中学校	2月12日

2 監査結果

平成18年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

記

(1) 管財課

「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、管理組合の職員による管理費等の横領事件が発生し、不正に使用されたことが認められたので、横領に伴う損害金の回収及び再発防止に向けて適切な指導を図られたい。また、管理組合の収支決算において毎年度多額の余剰金が発生し、且つ、管理費負担金に係る余剰金処分が「宮城県自治会館管理規約」第49条第1項の規定に反したものとなっていることから、管理費負担金の削減を図るとともに、余剰金の処分が適正なものとなるよう管理組合の組合員として取り組まれたい。

(内容)

「宮城県自治会館管理組合」に交付する管理費負担金において、組合の管理及び監査体制の不適切さが原因とされる組合の元事務局長による横領事件の発生や、組合において、組合規約に反した会計処理がなされていることが認められたもの。

- ・元事務局長が関与した用途不明金（平成6年度～平成15年度）

101,080,149円

- ・県損害額（推定）（平成6年度～平成15年度）

25,757,547円

- ・組合規約に反する会計処理

組合規約では、管理費又は組合費はその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当するとなっているが、組合では、管理費の繰越金を修繕積立金に積み立てていたもの。

修繕積立金（平成18年度残高）

218,058,949円

(2) 塩釜県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・平成18年度収入未済額

現年度分 148,373,208円

過年度分 340,063,545円

合計 488,436,753円

・平成17年度収入未済額

現年度分 122,954,156円

過年度分 351,864,230円

合計 474,818,386円

(3) 大崎県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 164,476,065円

過年度分 349,802,333円

合計 514,278,398円

・平成17年度収入未済額

現年度分 132,317,920円

過年度分 361,287,679円

合計 493,605,599円

(4) 仙台港湾事務所

港湾施設使用料に歳入還付金及び還付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

港湾整備事業特別会計の野積場使用料(平成18年5月～平成19年1月分)において、コンテナ個数の転記ミスにより、過大に調定・徴収し、返還に時間を要したことから、歳入還付金及び還付加算金が発生したものの。

・正調定額 24,542,690円

・誤調定額 51,151,550円

・過大徴収額 26,608,860円

・歳入還付金 26,608,860円

・還付加算金 399,500円

(歳入還付金及び還付加算金については、平成19年2月14日に支出済み。)

(5) 柴田高等学校

光熱水費(食堂等電気料)において、未調定による多額の不徴収額及び調定額の誤りによる追加調定額が発生したので、今後再発しないよう対策を講じること。また、収入未済額については、履行延期特約承認をしているが、履行延期特約承認内容どおり納入が履行

されるよう、適切な債権管理を図られたい。

(内容)

食堂等の電気メーターを1桁少なく読みとったことにより、未調定による多額の不徴収額及び調定額の誤りによる追加調定額が発生したもの。なお、食堂等設置者である柴田高等学校父母教師会に対しては、平成11～平成17年度分について調定・請求したが、平成7～平成10年度分についての一部調定遺漏分については、請求する正確なデータがないということで、調定・請求を行わなかったもの。

未調定額(平成7年度～平成10年度分)

・不徴収額 2,474,717円(推計額)

調定額(平成11年度～平成17年度分)

・正調定額 5,064,129円

・誤調定額 1,564,951円

・追加調定額 3,499,178円

(平成11年度～平成17年度分追加調定額の内、平成16年度～平成17年度分及び履行延期特約承認による毎月の納入額については、納入済み。)

収入未済額 2,464,075円(平成18年度末)